明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○下水道法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六、七）　一

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四三）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四四）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**四五）
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**二八）
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**三一二）
○保安林の指定をする件（**同**三一三～三二三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**三二四～三三〇）
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**経済産業**一七）　六
○電気工事士法第四条第四項第二号の規定に基づき養成施設を指定した件（**同**一八）
○下水道法施行令に基づき国土交通大臣が定める措置を定める件の一部を改正する件（**国土交通**一四六）　七
○下水道法施行規則に基づき国土交通大臣が定める方法の一部を改正する件（**同**一四七）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**四〇、四一）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**一一～一三）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一四）　九
○道路に関する件（**北陸地方整備局**五）
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一～三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国土交通省　防衛省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一二
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一二
国指定荒尾干潟鳥獣保護区及び同荒尾干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、復権、特別清算、再生関係
会社その他　三〇

省　令

○国土交通省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十条第一項の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月八日

国土交通大臣　前田　武志

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の申出をしよう」を「を申し出よう」に、「変更を」を「変更の内容を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公共下水道に係る事業計画の届出）

第二条の二　都道府県である公共下水道管理者は、法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第三条中「第五条第二号」を「第五条の二第二号」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（流域下水道に係る事業計画の届出）

第十七条の二　都道府県である公共下水道管理者は、法第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。